

# 令和7年度 青少年の被害・非行防止強調月間



山梨県青少年総合対策本部

## 最重点課題

◎インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

## 重点課題

○有害環境への適切な対応

○薬物乱用対策の推進

○不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

○再非行（犯罪）の防止

○重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

## 〈 目 次 〉

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」冊子作成にあたって   | 2  |
| 山梨県青少年健全育成成功労者表彰受賞者             | 3  |
| 青少年育成山梨県民会議 青少年・青少年育成成功労者等表彰受賞者 | 4  |
| 山梨県青少年の被害・非行防止強調月間実施要綱          | 7  |
| 山梨県青少年の被害・非行防止強調月間（7月）事業予定一覧    | 12 |
| 県内青少年相談機関一覧表                    | 13 |
| 令和6年度 少年の主張 山梨県大会 最優秀賞 原稿       | 16 |

## 「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」冊子作成にあたって

山梨の未来を担う青少年が夢と希望に満ち、心身ともに健やかにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであり、そのためには社会全体で青少年を取り巻く問題を真摯に受け止め、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要である。

少子高齢化や情報化などが急速に進み、青少年を取り巻く社会環境が、大きく変化している。インターネットやSNS等の普及に伴ういじめや性犯罪の被害の深刻さは、大きな課題となっている。また、その反対に、気づかぬうちに加害者になっていたり、または非行を犯したりしてしまう危険性が、至るところに潜む社会環境にある。

このような状況を踏まえ、大人は、一人ひとりの青少年を健やかに育むために、青少年の被害・非行防止を社会全体の責務としてとらえ、家庭・学校・地域、関係機関及び関係団体等が相互に連携し、一体となった取組を全力で進めることが重要である。

県では、こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）に呼応し、青少年の被害・非行防止について、県民の理解を深め、行政はもとより関係機関・団体、地域住民等が相互に連携・協力し、有害環境への適切な対応を図るなど各種の事業を集中的に実施する。本月間に対しての周知を図り、被害・非行に対する県民意識を高めるため、本冊子を作成した。

＊この冊子には、令和6年度「少年の主張 山梨県大会」最優秀賞を受賞した中学生（受賞当時年齢）の発表原稿を掲載しております。少年の意見が多くの方々にお届けできたら幸いです。

# 令和7年度「山梨県青少年健全育成功労者表彰」受賞者

(五十音順・敬称略)

の ろ せ しげる  
○野呂瀬 秀 (甲府市)

活動歴50年6か月（広域活動歴50年6か月）

H20 青少年育成山梨県民会議 会長表彰

昭和50年から山梨県レクリエーション協会指導者として、平成28年4月からは山梨県レクリエーション協会会長として活動をしている。

また、山梨県子どものグループワーク研究会の会長として17年間、その後も顧問として県内の子どもクラブでの指導、またその指導者講習にあたり、青少年の健全育成に大きく貢献している。

さらに、令和3年4月から現在まで、山梨県青少年団体連絡協議会会長として、各青少年団体との連携を図り、青少年の育成活動に尽力する姿は、他の指導者の模範となっており、青少年の健全育成への功績は多大である。

# 令和7年度「青少年育成山梨県民会議

## 青少年・青少年育成功労者等表彰」受賞者

(五十音順、敬称略)

### 【善行表彰】(青少年)

| 氏名                | 所属団体                    | 推薦者                   | 表彰対象の概要                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| えんどう あいり<br>遠藤 愛莉 | 甲府市青少年<br>ジュニアリー<br>ダー会 | 青少年育成<br>甲府市民会議<br>会長 | <p>令和4年度、高校1年生からジュニアリーダー会に参加し、積極的に研修を行ってきた。研修をとおり、多くの人と関わりをもつことでリーダーとしての資質や能力を向上させ、人間性や社会性を高めることができた。</p> <p>令和5年度には、地区の代表ジュニアリーダーとして、会の活動の活性化に努め、研修会の運営に積極的に取り組んだ。</p> <p>この3年間の活動の中で、地区推薦表彰を2度受賞しており、今後も地域リーダーとしての活躍が期待される。</p> |

【育成指導表彰】（指導者）

| 氏名                | 所属団体                      | 推薦者                             | 表彰対象の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふるや としき<br>古屋 俊樹  | 北杜市<br>ジュニア<br>リーダー       | 北杜市子ども<br>クラブ指導者<br>連絡協議会<br>会長 | <p>北杜市ジュニアリーダーの胎動期である平成 20 年に中学 2 年生で活動に参加し、高校 3 年生までの約 5 年間、野外活動等の技術の習得に取り組んだ。その成果を、毎年開催される北杜市中学生キャンプ等の指導で発揮した。</p> <p>卒業後は、北杜市ジュニアリーダーの内部組織であるシニアリーダーに登録し、後輩ジュニアリーダーの指導に尽力した。北杜市役所に就職後は公私を峻別して活動に参加し、シニアリーダーの中核的存在として、後輩たちの野外活動の技術を高めるとともに、ボランティア精神の涵養に努めた。特に北杜市の重要な事業である中学生キャンプの開催に長年参画し、これを充実・発展させてきた功績は極めて大きく、参加中学生や指導に当たったジュニアリーダーの成長に寄与した。</p> |
| お び かつひこ<br>小尾 勝彦 | 山梨県子ども<br>クラブ指導者<br>連絡協議会 | 山梨県子ども<br>クラブ指導者<br>連絡協議会<br>会長 | <p>昭和 59 年から地区役員として、子どもクラブ発展のために活動し、後に甲府市子どもクラブに所属して、地域の子どもの育成また地域各種団体との連携を図ってきた。これらの経験を活かし、山梨県子どもクラブへ所属し、活動の場を山梨県全体に広げ、青少年健全育成に大きく貢献した。</p>                                                                                                                                                                                                          |
| おまた こうし<br>小俣 公司  | 青少年育成大<br>月市民会議           | 青少年育成<br>大月市民会議<br>会長           | <p>子どもたちの健やかな成長を願い、地域の育成会活動の支援や育成事業に携わり、大月市の青少年健全育成に尽力してきた。</p> <p>また、青少年育成大月市民会議の会長・副会長・委員長・推進員として駅前キャンペーンやかがり火祭りの巡視活動に参加し、多くの市民に青少年問題を積極的に呼びかけ、地域の青少年健全育成の普及に大きく貢献した。</p>                                                                                                                                                                           |

# 【育成指導表彰】（育成功労者）

| 氏名                | 所属団体                      | 推薦者                    | 表彰対象の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|---------------------------|------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| うすい つねお<br>碓井 恒夫  | 上野原市青少年<br>育成推進員<br>連絡協議会 | 青少年育成<br>上野原市民会議<br>会長 | <p>地区の民生委員や社会福祉協議会の会長、青少年育成推進員の会長を長きに渡り勤め、あいさつ運動や祭典パトロール等、積極的に参加し、子ども達の見守りを行っている。</p> <p>また、放課後子ども教室コーディネーターとして、様々な活動を企画し、地域の方々との交流や体験活動を通して子どもの居場所作りに励み、子どもたちが心豊かにたくましく成長できるよう尽力している。</p> <p>これらの活動をとおして、青少年の健全育成に大きく貢献している。</p>                                                                                                   |
| たかむら さとこ<br>高村 里子 | 山梨県連合<br>婦人会              | 山梨県連合<br>婦人会 会長        | <p>10年の長きに亘り山梨県連合婦人会会長を務める中で、地域の子どもたちとの関わりに重きを置き、声掛け運動、見守り等を継続するとともに、連合婦人会に所属する理事たちにも各自の地域での活動を浸透させてきた。</p> <p>また山梨県社会教育振興会では、理事、副会長を兼任しており、本組織における自主企画事業として毎年親子で参加できる体験教室を実施する中で、地域、家庭での子どもの孤立・親の無関心等に対しての問題提起をしつつ、抑止につなげるべく活動を続けている。</p> <p>さらに、令和5年度より、山梨県青少年問題協議会の会長に就任するとともに、青少年育成山梨県民会議の副会長職を務め、山梨県の青少年の健全育成に大きな功績を残している。</p> |

# 令和7年度「山梨県青少年の非行・被害防止強調月間」実施要綱

## 1 趣 旨

山梨の未来を担う青少年が夢と希望に満ち、心身ともに健やかにたくましく成長していくことは、県民すべての願いであり、そのためには社会全体で青少年を取り巻く問題を真摯に受け止め、健全な社会環境づくりに取り組むことが必要である。

急速に進行する少子高齢化をはじめ、情報化、国際化等が進み、青少年を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした変化を背景として、さまざまな被害・非行が顕在化している実情がある。具体的には、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者から児童が受ける性被害等の増加、事情や問題を抱えた青少年がSNS等を通じて出会った者やコミュニティに居場所を求めらる中で巻き込まれる犯罪被害の増加及び青少年のインターネット利用時間増加に関連し、情報の不適切な受発信による犯罪やトラブルの増加等がある。また、青少年による薬物乱用や児童ポルノ事犯等の検挙人員の高水準での推移、SNS等で「闇バイト」に応募するなどした少年による組織的な電話詐欺や強盗等への加担も大きな社会問題となっており、青少年をめぐる問題は、被害及び非行の両面においても深刻化している。

このため、大人は一人ひとりの青少年を健やかに育むために、青少年の被害・非行防止を社会全体の責務と捉え、家庭・学校・地域・関係機関及び関係団体等が相互に連携し、社会全体が一体となった取り組みを進めることが重要である。

県では、こども家庭庁主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（7月）に呼応し、青少年の被害・非行防止について、県民の理解を深め、行政はもとより家庭・学校・地域・関係機関及び関係団体等が相互に連携・協力して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応等における広報啓発活動などの取組を集中的に実施する。

## 2 期 間

令和7年7月1日（火）から7月31日（木）までの1か月間

## 3 主 唱

山梨県青少年総合対策本部

## 4 参 加

各市町村青少年総合対策本部

各青少年育成市町村民会議

（公財）山梨県青少年協会（青少年育成山梨県民会議）

青少年育成関係機関 団体等

## 5 最重点課題

### インターネット利用におけるこどもの性被害等の防止

スマートフォンの普及に伴い、SNSで知り合った人に、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる被害等、SNSに起因する犯罪被害に遭った児童の数は、高い水準で推移している。また、青少年のSNS等を利用する時間が増える傾向にあり、犯罪やトラブルに巻き込まれる機会が更に増えることが懸念される。

このような事情に鑑み、「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（令和4年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）及び「こども・若者の性被害防止のための総合的対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）等に基づき、地域の関係機関・団体等が相互に連携・協力して、児童買春や児童ポルノ製造を始めとするこどもの性被害の未然防止、被害児童の保護・支援等に向けた取組を推進する。また、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第6次）」（令和6年9月こども政策推進会議決定）の3つの柱である、青少年が自立して主体的にインターネットを活用できる能力の向上の促進、フィルタリングを始めとする技術的手段による青少年保護の推進、「親子のルール作り」や教育・啓発など教育的手段による青少年保護の推進を図ることとし、青少年や保護者等に対し、青少年のインターネットの適切な利用に向けた啓発を行う。

あわせて、民間団体・事業者による違法情報の自主的な削除、サイバーパトロール等の取組を支援するほか、こどもの写真や動画の投稿・ウェブサイトへの掲載については、わいせつ目的など望まれないかたちで悪用されてしまうケースもあることから、その掲載については注意・工夫するよう、保護者等に啓発を行う。

## 6 重点課題

### （1）重点課題1 有害環境への適切な対応

児童が性的搾取を受けることがないよう、学校や関係機関を通じて児童生徒やその保護者を始めとする社会全体に対して、被害事例や相談窓口、被害に遭わないための対処法等について積極的な広報啓発を行うほか、風俗営業所、飲食店等に対し、青少年の福祉を害する違法行為がなされないよう、関係法令の周知徹底を図るなど必要な働き掛けを行う。

また、成年年齢は18歳に引き下げられたが、引き続き20歳未満の者の飲酒・喫煙が禁止されて

いることから、酒類・たばこの販売時における販売者による年齢確認の徹底を図るなど、20 歳未満の者に対する販売等の防止に向けた取組を推進する。

## (2) 重点課題2 薬物乱用対策の推進

「第六次薬物乱用防止五か年戦略」（令和5年8月8日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、学校や労働関係機関・団体における薬物乱用防止教育・啓発の充実のほか、家庭や地域社会、関係機関等が一体となった薬物乱用の防止に関する指導の充実を図る。

特に、近年、青少年による大麻の乱用が拡大しており、青少年への更なる広がり懸念されることから、青少年、保護者、地域の指導者等に対して、大麻、覚醒剤、危険ドラッグ等の薬物乱用の危険性や有害性に関する正しい知識の普及、ターゲットを絞った具体的な情報発信等を積極的に推進する。

また、警察等による繁華街や駅前における街頭補導活動等により、薬物乱用青少年の早期発見に努めるとともに、関係機関・団体等によるカウンセリングや相談体制を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努めるなど、再乱用防止対策の充実強化を図る。

さらに、一般用医薬品の過量服薬（オーバードーズ）については、心と体を傷つける危険な行為であることを啓発するとともに、相談窓口等について周知を図る。

## (3) 重点課題3 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止

少年が非行に陥ったり、犯罪の被害に遭ったりすることのないよう、少年やその家族に対する相談・支援活動等の強化を図る。また、警察、青少年センター等の関係機関や地域住民、民間ボランティア等が連携して、地域の実情に応じた組織的かつ計画的な補導活動等を展開し、飲酒・喫煙や深夜はいかい等の不良行為を行っている少年の早期発見に努め、的確な助言及び指導等を行う。

中学生、高校生を含む少年が、「闇バイト」に応募し、電話詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担している現状に鑑み、「『闇バイト』は犯罪である」ことや犯罪実行役の募集の実態や危険性、家族等の大人や警察に相談することの重要性等について、非行防止教室等を通じて広報啓発するほか、学校からはリーチできない層への広報啓発のため、様々な機会やSNS等の広報媒体を活用して情報発信をするなど、少年を犯罪行為に加担させないための取組を推進する。

また、近年、オンラインカジノが問題となっていることを踏まえ、少年やその保護者に対し、オンラインカジノの違法性等について周知する。

盗撮事案や児童ポルノ事犯等については、犯罪行為であり、絶対に行ってはならないことであるとの規範意識を少年に身に付けさせるための非行防止教室の開催等の取組を推進する。

このほか、万引きや自転車盗等についても同様の取組を推進するとともに、事業者に対して、

商品陳列棚の配置改善による店舗内の視認性の向上、店員による巡回強化、駐輪場内の監視強化等を要請することにより、少年の初発型非行を未然に防止する環境づくりを進める。

#### (4) 重点課題4 再非行（犯罪）の防止

少年が非行を繰り返さないようにするため、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）や「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）等に基づき、再非行の防止に関する施策の重要性について、県民の理解を深め、その協力を得られるよう広報啓発を推進する。

また、少年一人一人の問題状況に応じて、学校、警察、児童相談所、保護観察所、少年鑑別所（法務少年支援センター）等の関係機関が支援のためのサポートチームを形成するほか、複数の支援ニーズを持つ一人の少年を、その成長に応じて包括的に支える体制づくりなどの取組を一層推進する。

さらに、地域における相談機関相互の連携を強化し、青少年や保護者・家庭からの相談に対し、よりの確に対応する。特に、民間ボランティア団体、公共職業安定所、更生保護関係機関、矯正施設、警察等関係機関・団体が連携し、健全な社会の一員として定着するまでの一貫した就労・修学支援を一層推進する。

#### (5) 重点課題5 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動及びその被害への対応

重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の被害に遭っているこどもが一人で悩み、苦しむことのないよう、こどもが安心して思いを打ち明けやすい環境づくりに努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等による支援の活用を図る。あわせて、「24時間子供SOSダイヤル」、「こどもの人権110番」、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」、「ヤングテレホンコーナー」等の様々なSOSの受け止めに係る相談窓口における対応の充実とその周知を図る。

また、重大ないじめへの対応のみならず、保護者を始めとした地域の様々な大人が関わりこどもを見守る体制を構築するため、地域と学校や警察を始めとする関係機関等との連携を強化するとともに、各学校等において、児童生徒がいじめを受けたり、自分や友人の安全に不安を感じたりした時は、躊躇することなく、周囲の信頼できる大人に相談できるよう、様々なSOSの発信教育の推進やPTA等との連携を進める。

このほか、SNS等における誹謗中傷の書き込み等「インターネット上のいじめ」も含め、重大ないじめ・暴力行為等の問題行動の早期把握や解明に努め、問題行動を起こした少年に対しては、その特性に応じた適切な処遇・指導監督を推進するとともに、学校や関係機関からなるサポートチ

ーム等の支援システムを活用して再発の防止を図る。

さらに、インターネット上のいじめは、名誉毀損罪や児童ポルノ法違反等の刑事罰の対象、民事上の損害賠償請求の対象となり得ることや、いじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等の心身に深刻な傷を与える行為であることを理解させるための取組を推進する。

## 7 留意事項

### (1) 強化月間の趣旨の定着化

強化月間の実施を契機として、強化月間の趣旨が県民に定着していくようにするため、県民全体に向けた意識啓発や民間・地域住民の主体的取組の促進を重視する。

### (2) 連絡調整の強化

強化月間の実施に当たっては、関係機関・団体、地域住民等が一体となって被害・非行防止のための諸活動を円滑に実施できるよう、関係機関・団体等において、実施計画の策定等により連絡調整を十分に行うとともに、同期間中に実施される他の青少年の被害・非行防止等に関連する強化月間等との連携に配慮する。

# 令和7年度「山梨県青少年の被害・非行防止強調月間」（7月）事業予定一覧

## 1 青少年総合対策本部が実施する主な事業

| 日                | 事業名                       | 内 容                                                      | 場所   | 参加予定人 | 協力機関・団体等                            |
|------------------|---------------------------|----------------------------------------------------------|------|-------|-------------------------------------|
| 7/1<br>～<br>7/31 | チラシ等による<br>広報・啓発活動の<br>実施 | ○強調月間を広報するチラシの<br>作成・配布<br>○「夏の青少年生活指導の手引<br>き」等チラシ作成・配布 | 県下一円 |       | 各市町村青少年総合対策本部<br>各青少年育成市町村民会議<br>など |
| 7/1<br>～<br>8/31 | 青少年を取り巻<br>く社会環境実態<br>調査  | ○調査票により、各市町村職員<br>等調査員が管内の調査対象店<br>舗を巡回して調査を行う。          | 県下一円 |       | 各市町村青少年総合対策本部<br>各事業所               |

## 2 強調月間中に実施される関連事業

| 日                 | 事業名                                | 内 容                                                                           | 場所                              | 協力機関・団体等                                    |
|-------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------|
| 6/20<br>～<br>7/19 | 「ダメ。ゼッタイ。」<br>普及運動                 | ○国連総会決議に基づく「6.26国際麻<br>薬乱用撲滅デー」を周知し、大麻・覚醒<br>剤・危険ドラッグ等の乱用をなくすた<br>め、各種啓発活動を実施 | 県下一円<br>各保健所<br>管内              | 山梨県<br>山梨県薬物乱用対策推進本部<br>各地区薬物乱用防止指導員協<br>議会 |
| 7月中<br>の10<br>日間  | 生徒指導強化旬間                           | ○職員会議等を開催し、各種点検活動の実<br>施<br>○児童・生徒に対する指導の強化<br>○家庭・地域等との連携強化                  | 県下の小<br>・中・<br>高・<br>特別支援<br>学校 | 山梨県教育委員会                                    |
| 7/1<br>～<br>9/30  | 高校生の交通事故・<br>違反「0」3か月運<br>動        | ○夏休みを中心に生徒の交通事故・違反防<br>止の指導強化                                                 | 県下の<br>高等学校<br>特別支援<br>学校       |                                             |
| 年間を<br>通して<br>実施  | エイズ、性感染症、<br>薬物乱用、性加害・<br>性被害等への対策 | ○保健体育等の授業や特別活動（ホームル<br>ーム活動等）を通しての指導<br>○薬物乱用防止教室（喫煙・飲酒防止も含<br>む）の開催          | 県下の<br>小・中・<br>高・特別<br>支援学校     | 山梨県<br>山梨県教育委員会                             |
| 7/1<br>～<br>7/31  | 「青少年の被害・非<br>行防止強調月間」事<br>業        | ○非行・被害防止意識の高揚<br>○少年を取り巻く有害な社会環境の浄化<br>○少年相談活動の推進                             | 県下一円                            | 山梨県警察本部                                     |
| 6月<br>～<br>7月     | 薬物乱用防止広報<br>強調月間                   | ○薬物乱用防止に向けた広報活動の強化                                                            | 県下一円                            | 山梨県警察本部                                     |
| 7/15              | 青少年社会環境健<br>全化推進キャンペ<br>ーン         | ○地域において青少年が利用することの<br>多い店舗に対し、青少年健全育成に向け<br>た自主規制の協力要請を実施                     | 富士河口<br>湖・鳴沢<br>村               | 山梨県青少年総合対策本部<br>やまなし青少年社会環境健全<br>化推進会議      |
| 7/1<br>～<br>7/31  | 社会を明るくする<br>運動強調月間                 | ○犯罪や非行の防止と更生の理解を深め、<br>明るい地域社会を築くため、運動の周<br>知、広報等の啓発活動を実施                     | 県下一円                            | 山梨県<br>“社会を明るくする運動”山<br>梨県推進委員会             |
| 7/1<br>～<br>7/31  | 再犯防止啓発月間                           | ○再犯防止について関心と理解を深める<br>ための広報啓発活動の強化                                            | 県下一円                            | 山梨県                                         |

県内青少年相談機関一覧表

令和7年度

| 相談機関名                                              | 所在地・電話番号                                                                         | 相談方法                 | 主たる相談内容                                                                                                                                                                                | 他の機関との関連                                                                                                              | 備 考                                                                                              |
|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 中央児童相談所<br>(相談支援課)                                 | 甲府市住吉2丁目1-17<br>山梨県子どものこころ<br>サポートプラザ<br>055-288-1561                            | 電話<br>面接<br>文書<br>訪問 | 18歳未満児童に関する以下の相談<br>・養護相談(家庭での養育困難、児童虐待等)<br>・保健相談(未熟児、虚弱児等)<br>・障害相談(身体の不自由、知的障害、言葉の遅れ等)<br>・非行相談(虚言、乱暴、万引き、家出、性的逸脱等)<br>・育成相談(しつけ、夜尿、不登校、落ち着きがない、<br>家庭内暴力等)<br>・その他の相談(里親希望に関する相談等) | 関係機関との連携は、一般的には市町村、福祉事務所、学校、教育委員会、保育園等の児童福祉施設、保健所、家庭裁判所、警察等多方面にわたっている。そのため、相談内容に基づいて個別協議や要保護児童対策地域協議会などにおいて連携した対応を行う。 | ・相談時間(祝祭日・年末年始を除く)<br>月～金 8:30～17:15<br>・休日、夜間の緊急時<br>055-288-1561                               |
| 都留児童相談所<br>(相談課)                                   | 都留市田原3-5-24<br>0554-45-7838                                                      |                      |                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                       | ・相談時間(祝祭日・年末年始を除く)<br>月～金 8:30～17:15<br>・休日、夜間の緊急時<br>0554-45-7838                               |
| 山梨県立こころの発達<br>総合支援センター                             | 甲府市住吉2丁目1-17<br>子どものこころサポート<br>プラザ内<br>055-288-1795                              | 電話<br>面接<br>診療       | ・子どものこころの問題に関する相談<br>・発達の偏りや遅れなどに関する相談<br>※利用できる方<br>こころの問題に関することは0歳から18歳未満、<br>発達障害に関することは0歳から成人の方                                                                                    | 総合教育センター、市町村行政、市町村教育委員会、学校、保健所、児童相談所、精神保健福祉センター、相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、県立就業支援センター、医療機関等と連携                  | ※相談及び診察は完全予約制<br>相談受付:月曜日～金曜日<br>(祝祭日、年末年始を除く)<br>9:00～17:00<br>※利用の流れ<br>電話予約→初回面接→診療・相談・地域支援など |
| 山梨県総合教育センター<br>相談支援センター<br>(教育相談担当)                | 笛吹市御坂町成田1456<br>0120-0-78310<br>(やまなし子どもSOSダイヤル)<br>055-267-5887<br>(面接相談予約ダイヤル) | 電話<br>面接             | ○学校、家庭生活に関する相談<br>・不登校、いじめ、ヤングケアラー等の家庭問題、生活全般<br>・対象は、児童、生徒、保護者、教員                                                                                                                     | 学校、県、市町村教育委員会、児童相談所、こころの発達総合支援センターと連携                                                                                 | ・面接相談(要予約)<br>月～金(休日を除く)<br>9:00～17:00<br>・電話相談 24時間、365日相談員が対応                                  |
| 山梨県総合教育センター<br>相談支援センター<br>(特別支援教育担当)              | 笛吹市御坂町成田1456<br>055-267-8235<br>(子供の発達相談ダイヤル)                                    | 電話<br>面接             | ○子どもの発達相談<br>・子どもの発達に関する相談、特別支援学校への転入学、特別支援学級への入級<br>・対象は幼児、児童、生徒、保護者、教員、<br>市町村教育委員会                                                                                                  | 市町村教育委員会、学校、こころの発達総合支援センターと連携                                                                                         | ・面接相談(要予約)<br>月～金(休日を除く)<br>9:00～17:00<br>・電話相談<br>月～金 9:00～17:00                                |
| 山梨県警察本部<br>人身安全・少年課<br>少年サポートセンター<br>(ヤングテレホンコーナー) | 甲府市丸の内1-6-1<br>0120-31-7867                                                      | 電話<br>面接             | ・少年の不安や悩みの電話相談・被害者相談<br>・少年自身や保護等からの少年問題に関する悩み等について、電話・面接での相談も行っている。                                                                                                                   | 各警察署及び少年警察ボランティアとの連携<br>関係機関・団体を紹介                                                                                    | ・相談時間<br>月～金 8:30～17:00<br>(祝日等を除く)                                                              |

| 相談機関名                                            | 所在地・電話番号                                                                        | 相談方法              | 主たる相談内容                                                                                                                                                                                                                                                                            | 他の機関との関連                                       | 備 考                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 法務少年支援センター甲府<br>(甲府少年鑑別所)                        | 甲府市大津町2075-1<br>055-241-7747                                                    | 電話<br>面接<br>オンライン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行・犯罪の防止に関する事項</li> <li>・子どもの問題行動（非行、不良者との交友、家庭内暴力、薬物乱用、家庭・学校における不適応行動等）に対する理解と対応</li> <li>・本人とその家族、学校等の教育機関や福祉・医療・保健等の関係機関の職員が対象</li> <li>・必要に応じて、心理検査（知能検査、性格検査等）による知能、性格、問題行動等の理解や助言も行います。</li> <li>・オンラインでの援助の可否は、個別に判断します。</li> </ul> | 児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時間<br/>月～金（祝日等を除く）<br/>9:00～17:00</li> <li>・受付時間<br/>9:00～16:30<br/>(12:00～13:00を除く)</li> </ul>                             |
| 山梨県少年サポートネット推進協議会<br>(山梨県教育庁社会教育内)               | 甲府市丸の内1-6-1<br>055-223-1357                                                     | 電話<br>面接          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・非行等の問題を抱える少年の立ち直り支援</li> <li>・家庭支援、学習支援、体験活動、就労支援など、多面的な支援の実施</li> <li>・個別にプログラムを策定して継続的に支援を行う</li> </ul>                                                                                                                                  | 協議会を構成する関係機関との連携                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時間<br/>月～金 8:30～17:00<br/>(休日を除く)</li> </ul>                                                                                |
| 山梨県立青少年センター<br>若者相談室                             | 甲府市和戸町1303<br>055-230-2239                                                      | 電話<br>面談<br>メール   | 人間関係・就活・婚活・パワハラ・ひきこもり・ネット依存などの相談                                                                                                                                                                                                                                                   | 相談内容に応じて、他機関と連携                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時間<br/>水～金<br/>(祝日と青少年センターの休館日を除く)<br/>10:00～15:00<br/>(最終受付 14:00)</li> </ul>                                              |
| 青少年育成カウンセラー会                                     | 27市町村43名                                                                        | 電話<br>面接          | 青少年活動、家庭教育、非行                                                                                                                                                                                                                                                                      | 学校、地域の育成会、家庭と連携                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡先<br/>青少年育成カウンセラー会</li> </ul>                                                                                               |
| 山梨県教育庁社会教育課<br>子育て相談総合窓口<br>「かるがも」               | 甲府市朝気1丁目2-2<br>055-228-4152                                                     | 電話<br>面接          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てに関する相談・助言・情報提供</li> <li>・専門機関の紹介</li> <li>・月2回臨床心理士によるカウンセリング</li> </ul>                                                                                                                                                                | 専門的な分野については、心理、小児医学、保育、母子保健などの専門機関との連携を持ちながら実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談、面接相談<br/>第2・第4月曜日と年末年始を除くすべての日<br/>(相談受付時間)<br/>月～金 9:00～16:30<br/>土・日・祝は9:00～15:30</li> <li>・カウンセリング月2回（要予約）</li> </ul> |
| 子ども・青少年総合相談センター<br>「あおぞら」<br>(子ども未来総室<br>子育て支援課) | 甲府市丸の内1-18-1<br>甲府市役所本庁舎3階<br>0120-74-3011<br>(フリーダイヤル)<br>055-221-3011<br>(直通) | 電話<br>面接<br>メール   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年相談（学校生活、友人関係、家庭や家族・親子の悩み、就職・進学・将来のこと等）</li> <li>・非行相談（盗み、虚言等）</li> <li>・ヤングケアラーに関する相談（日常的に身近な方のケアを行っていて自分の時間が取れない等）</li> </ul>                                                                                                          | 相談内容に応じて、他機関と連携                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時間<br/>月～金 8:30～17:15<br/>(祝日、年末年始を除く)</li> </ul>                                                                           |

| 相談機関名                             | 所在地・電話番号                                       | 相談方法                  | 主たる相談内容                                                                      | 他の機関との関連                                       | 備 考                                                          |
|-----------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 山梨県立精神保健福祉センター                    | 甲府市北新１－２－１２<br>山梨県福祉プラザ３Ｆ<br>０５５－２５４－８６４４      | 電話<br>面接              | ・心の健康相談（心の病気、精神障害等に関する相談）<br>・思春期精神保健に関する相談（本人や家族、思春期の子どもの問題に携わる関係者からの相談に対応） | 相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携。                        | ・相談時間<br>月～金 ８：３０～１７：１５<br>来所相談については要予約                      |
|                                   | 自殺防止センター<br>（面接予約専用ダイヤル）<br>０５５－２５４－８６５１       |                       | 自殺未遂者や自死遺族等で生きるのがつらいと悩む人に対する相談                                               | 相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携                         | ・相談時間<br>月～金 ８：３０～１７：１５<br>来所相談については要予約                      |
|                                   | 依存症相談窓口<br>０５５－２５４－８６４４                        |                       | アルコール、薬物、ギャンブル、ゲーム、インターネット等への依存に関する相談                                        | 相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携                         | ・相談時間<br>月～金 ９：００～１２：００<br>１３：００～１６：００<br>来所相談については要予約       |
|                                   | ひきこもり<br>地域支援センター<br>０５５－２５４－７２３１              |                       | ひきこもりに関する相談                                                                  | 相談内容から必要に応じて関係機関を紹介・連携                         | ・相談時間<br>月～金 ９：００～１２：００<br>１３：００～１６：００<br>来所相談については要予約       |
|                                   | ストレスダイヤル<br>（電話相談専用）<br>０５５－２５４－８７００           | 電話                    | 日常生活における心の悩み等の電話相談                                                           | 相談内容から必要に応じて関係機関を紹介                            | ・相談時間<br>月～金 ９：００～１２：００<br>１３：００～１６：００<br>木曜日のみ １６：００～１９：００  |
|                                   | こころの健康相談<br>統一ダイヤル<br>（電話相談専用）<br>０５７０－０６４－５５６ | 電話                    | 生きるのがつらいと悩む人に対する電話相談                                                         | 相談内容から必要に応じて関係機関を紹介                            | ・相談時間<br>３６５日２４時間<br>（平日１２：００～１３：００を除く）                      |
| 山梨県ＰＴＡ協議会（事務局）                    | 甲府市丸の内３－３３－７<br>０５５－２２８－１３４２                   | 電話<br>面接              | ・小中学生、保護者・教職員対象<br>・学習・進学進路進学・進路、学校・家庭生活<br>友人・教師関係、いじめ、不登校、<br>非行・反社会的行動等   | 山梨大学（県教委との連携）<br>県精神保健協会<br>総合教育センター<br>児童相談所等 | ・相談時間<br>月～金 ９：００～１７：００<br>各教育事務所・各地区教育会館でも教育相談員が対応（教育四者で設置） |
| （社福）山梨立正光生園<br>子ども家庭支援<br>センター・テラ | 甲府市伊勢３－８－８<br>０５５－２２２－８０１２                     | 電話<br>面接<br>訪問<br>メール | 子育てや子どもの行動・発達等、子どもに関する悩みや不安全般                                                | 市町村、児童相談所、保健所、<br>学校、保育園・幼稚園、児童福祉施設等と連携        | ・相談時間<br>毎日 ９：００～１７：３０<br>緊急の相談は２４時間電話で対応                    |

## 大きな橋

北杜市立甲斐中学校 3年 小寺 輪子

蜂蜜色の美しい髪。澄んだ海のような青い瞳。私の隣に立つその子は、紫陽花が美しく咲く浴衣を着て、満面の笑みを浮かべている。私はその写真が大好きで、今も見返す度、幸せな気持ちでいっぱいになる。

私は四年間ドイツで暮らしていた。ドイツには外国人が三割近くいる。今思い返してみると、想像し難い「当たり前」だ。隣の席の子も、近所の子供も、肌の色だって家の中で話す言語だって私とは違うけれども、皆ドイツ語を母国語の様に話す。そんなことに違和感も疑問も抱くことはなく、日常の一部でしかなかった。なんて素敵なことなんだろう。

仮装パーティーに友達と一緒に浴衣で参加した事があった。ブロンドの彼女と和風な浴衣の対照的な組み合わせ。クッキーに醤油をかけたようなその組み合わせは想像以上に合いすぎて、悔しさすら覚えてしまった。でも浴衣を完璧に着こなし、嬉しそうにする友達を見ると誇らしさや認めてもらった幸福感で満たされた。「日本語学校ごっこ」をよくして、私だってぶきっちよにしか書けないひらがなを教えたことがある。今もくるドイツの友達からの手紙には、きつともうたくさん書いてきた「わこ」の文字が上手に書かれている。それが嬉しくてたまらない。

ただ、いつでも誰でも日本を認めてくれるわけではなかった。ある時、随分前に渡した日本のグミが友達の子に未開封のまま置きっぱなしだった。もったいないのだろうかなんて呑気な事を考えていた私は冗談混じりに指摘した。そんな私に彼は何食わぬ顔でこう返した。

「アジアのものは気持ち悪いから食べたくない」

突然殴られたような気分だった。全く悪気のない表情でそう言い放った彼のが、信じられなかった。彼の一言はいまも私の頭の中で何度も再生される。大好きな故郷が大好きな友達に否定される。辛くて、心が締め付けられる。

人口の約三割が外国人のドイツでも起きている差別。日本でもこれから大きな課題になるはずだ。

SNSで、日本に住む外国人が言っていた。電車で誰も隣に座らなかったり、歩いていると遠ざけられたりする、と。現実的なその光景は簡単に浮かび上がった。「自分は絶対に差別しない」という我ながら浅はかないつかの考えが恥ずかしくなった。

人種差別。それは民族や文化、言語、肌の色の違いに対する偏見などにより、固定の人種を差別すること。自分がその国の人に何かされた事がなくても、どこかで得た嘘か本当かもわからない情報だけで、人を差別したことはないだろうか。今日本で生活している私達に、人種差別はピンとくる言葉ではない。でも他国の食べ物や製品、文化に対する差別は日本でも感じない日はないし私も偏見を抱くことがある。

自分の故郷を否定されること。肌の色を、髪の色を、話し方を。それは文化であり魅力であるのに、自分には直し様のないことなのに否定されるとはどんなに悔しいことか。

かつては脅威でしかなかった未知の人種同士。交わっては戦いを繰り返した歴史の中で、今はいとも簡単に出会い、繋がる事ができる。そんな出会いを差別なんかで終わらせてしまっているのだろうか。繋がる権利のある私たちにはそのつながりを大切にする義務があると思う。

どんどん減っていく日本の人口の中で増え続けている外国人人口。気がつけば日本だって外国人だらけになっているかもしれない。でもそんなことは関係ない。大切なのはどこの国の人か、どの地域から来たのか、そんなことではない。八十億人もの人口に対して、国の数はたったの百九十六。国なんかに縛られていては勿体無い。何人であるか以前に、その人は一人の人でその人にしかない魅力がある。見た目なんて、国籍なんて関係なく、その人自身の良さと向き合える人になりたいし、そんな世界になってほしい。

「壁が横に倒れた時それは橋となる」黒人奴隷解放運動に参加したアンジェラ・ディヴィスという人の言葉だ。今はまだ私たちの間に立ちのかる大きな壁。それを倒せば世界でつながる橋になる。人種差別のない国なんてないのかもしれない。受け入れるのは難しいのもわかっている。でも、それができれば私たちはまた一歩、大きな一歩を踏み出せるはずだ。

## 重要課題1

有害環境への適切な対応



## 最重点課題

インターネット利用における

こどもの性被害等の防止



## 重要課題3

不良行為及び初発型非行(犯罪)等

の防止



## 重要課題2

薬物乱用対策の推進



## 重要課題5

重大ないじめ・暴力行為等の

問題行動及びその被害への対応



## 重要課題4

再非行(犯罪)の防止

